



平成 29 年 10 月 25 日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市環境審議会
会長 三輪 信 哉



土砂埋立て等の規制について（答申）

平成 29 年 9 月 7 日付け環指第 668 号にて諮問のあった標記の件について、審議を行なった結果、別添のとおり答申します。

土砂埋立て等の規制について

<答申>

平成29年10月

枚方市環境審議会

目 次

1.	はじめに	1
2.	規制の内容	2
(1)	目的、責務等	2
(2)	土砂埋立て等の許可等	3
(3)	土地所有者の義務等	4
(4)	報告徴収、立入検査、公表等	5
(5)	罰則	5
3.	おわりに	6

- 資料1 枚方市環境審議会委員名簿
- 資料2 枚方市環境審議会審議過程
- 資料3 枚方市土砂埋立て等の規制（案）
- 資料4 諮問書

1. はじめに

枚方市では、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造を基本理念とした「枚方市環境基本条例」を平成 10 年 3 月に制定するとともに、平成 13 年 2 月策定の「枚方市環境基本計画」、平成 23 年 3 月策定の「第 2 次枚方市環境基本計画」などによって、様々な環境施策が実施され、市域における環境保全の取り組みが進められている。

このようななか、平成 26 年 2 月に大阪府域の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼした。さらに、全国的にも建設工事に伴い発生する土砂の一部が山間部に運ばれ、埋立て等により処分されており、なかには無秩序に積上げられている実態がある。

無秩序な土砂埋立て等の行為は、土砂崩落等の災害発生の他、搬入される土砂の土壌汚染・水質汚濁など、残土処分場の周辺住民等が生活環境への影響を不安に感じることがあることから、大阪府は、3,000 m³以上の土地の土砂埋立て等の行為を規制する大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「大阪府条例」という。）を制定し、平成 27 年 7 月 1 日から施行されている。

しかしながら、大阪府条例施行以降に、府域において、3,000 m³未満の土砂埋立て等についても不適正な案件が発生している。

こうした状況を受けて、枚方市では、条例等による規制の検討を進め、3,000 m³未満の土砂埋立て等による「災害の発生防止」及び「生活環境の保全」に資することを目的として、土砂の埋立て等の規制に関する条例を制定することが必要との判断に至った。

このような考え方のもと、大阪府条例や近隣市町村条例の規制状況及び枚方市の地域性を踏まえ、枚方市において規制内容の検討が進められてきた。

こうしたなか、本審議会は平成 29 年 9 月 7 日に枚方市長から「枚方市土砂埋立て等の規制の概要（案）」について諮問を受けた。

本審議会では、枚方市から提示された（1）目的、責務等（2）土砂埋立て等の許可等（3）土地所有者の義務等（4）報告徴収、立ち入り検査、公表等（5）罰則について、慎重に審議を行った結果、結論を見出したので、答申するものである。

2. 規制の内容

(1) 目的、責務等

枚方市より提示のあった「規制の目的」、「定義（土砂、土砂埋立て等、埋立て等区域及び土砂を発生させる者）」、「各主体の責務（市、土砂を埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地所有者）」については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

枚方市の規制の考え方

① 目的

土砂埋立て等について必要な規制を定めることにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

② 定義

1) 土砂

建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものとする。

2) 土砂埋立て等

土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積を行う行為とする。

3) 埋立て等区域

土砂埋立て等を行う土地の区域とする。

4) 土砂を発生させる者

建設工事の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものとする。

③ 各主体の責務

1) 市の責務

不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。

2) 土砂埋立て等を行う者の責務

周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有することとする。また、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたることとする。

3) 土砂を発生させる者の責務

建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な土砂の処理に努めなければならないこととする。

4) 土地所有者の責務

その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう当該土地の適正な管理に努めなければならないこととする。

(2) 土砂埋立て等の許可等

枚方市より提示のあった「許可対象規模の土砂埋立て等」、「許可対象規模の土砂埋立て等を行う者の義務・手続き」、「許可内容の変更等」、「命令・許可の取消し」については、下記「枚方市の規制の考え方」がおおむね適切であると判断する。

搬入土砂の汚染の把握方法については、土砂搬入前に土砂埋立て等の行為者に土砂の発生場所や汚染のおそれがないことを確認させることに加え、埋立て等区域からの排水については、有害物質に係る水質基準を設定し、遵守させることが適切であると判断する。

排水の水質基準の遵守状況を確認するためには、土砂埋立て等行為者に排水の水質測定やその結果を求めることができることとすることが適切であると判断する。

なお、排水の水質測定は少なくとも1回は実施されることが望ましいが、本規制の対象とする規模が比較的小規模であることから、行政立入時に異常な土砂を確認した場合や埋立て等区域の下流域において市民等から水質に係る苦情・相談があった場合等に、必要に応じて水質測定を実施させることが適切であると判断する。

また、必要な場合には行政が排水及び土砂の測定を実施できることとすることが適切であると判断する。

枚方市の規制の考え方

① 許可対象規模の土砂埋立て等

面積 500 m²以上 3,000 m²未満かつ高さ 1 m 以上の土砂埋立て等

② 許可対象規模の土砂埋立て等を行う者の義務・手続き

1) 申請前

- ・市との事前協議
- ・土地所有者の同意
- ・周辺住民への周知（住民説明会）

2) 許可申請（許可基準）

申請は、埋立て等の目的及び内容、面積、搬入計画、災害防止の措置等を記した申請書にあわせ、土地所有者の同意書や住民説明会の開催結果等の添付が必要とする。

（許可基準）

- ・欠格要件（暴力団員等）に該当しないこと
- ・土砂埋立て等を的確に、かつ継続して行うに足りる資力を有すること
- ・技術基準に適合すること

3) 土砂搬入前

- ・許可内容・条件を土地所有者に通知
- ・着手の届出
- ・土砂の発生場所、汚染のおそれのないことの確認・報告

4) 土砂搬入中

- ・土砂管理台帳の作成
- ・土砂の量の報告
- ・標識の掲示、境界標の設置
- ・関係書類等の閲覧・保存

5) 土砂搬入後

完了の届出

③ 許可内容の変更等

1) 許可の内容の変更

事前に許可を得ることとする。

2) 廃止、休止、再開

遅滞無く届出することとする。

3) 譲受け（地位承継）

市長の承認を受けることとする。

④ 命令・許可の取消し

許可を有する者等に対して、災害を防止するため緊急の必要があると認めるときなどに、必要な措置を命じたり、許可を取り消すことができることとする。

(3) 土地所有者の義務等

枚方市より提示のあった「土地所有者の義務等」については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

枚方市の規制の考え方

① 義務

- ・土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、施工状況を確認する。
- ・不適正な土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに速やかに、その旨を市長に報告する。

② 勧告・命令

許可を受けた者が市長からの命令に従わず、土地所有者が義務を怠ったときは、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告・命令できることとする。

(4) 報告徴収、立入検査、公表等

枚方市より提示のあった「報告徴収、立入検査、公表等」については、下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

枚方市の規制の考え方

① 報告徴収

施行に必要な限度において、土砂埋立て等を行う者及び土地所有者に対して、報告を求めることができることとする。

② 立入検査

土砂埋立て等を行う者に対して、特定した職員に事務所、事業場などその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査、又は質問させることができることとする。

③ 公表

命令をした場合、氏名又は名称、命令の内容等を公表できることとする。

④ 土砂搬入禁止区域

土砂埋立て者等に対する搬入停止・措置命令で対応するため、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例の土砂搬入禁止区域の規定は設けない。

(5) 罰則

枚方市より提示のあった「罰則」については、大阪府と同等であり、違反の程度に応じた下記「枚方市の規制の考え方」が適切であると判断する。

枚方市の規制の考え方

- ・ 無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 土地所有者に対する命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 虚偽報告など：50万円以下の罰金
- ・ 届出義務違反など：30万円以下の罰金

3. おわりに

枚方市においても、大阪府条例の対象とならない中小規模の残土処分行為による崩落事故等が懸念されることから、この答申を踏まえ、早期に制度化を図るとともに、許可の手続きが科学的かつ適正に実施されるよう望むとともに、災害の未然防止に取り組み、よりよい生活環境を保全され、後の時代に継承されていくことを望む。

また、大阪府条例の改正及び他制度の整備、社会状況の変化などに即した、柔軟な制度の見直しを図られることを期待する。

枚方市環境審議会委員名簿

氏 名	現 職 等	専 門 等
(副会長) 石川 聡子	大阪教育大学教育学部 教授	環境保全 (科学教育)
稲垣 茂人	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所河川環境課課長	環境保全
今堀 志津	枚方市立小学校長会 (中宮北小学校 校長)	教育
岩城 秀樹	北大阪商工会議所 総務部 総務課長	商工業
上原 一彦	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 主幹研究員	自然環境 (魚類生態)
岡村 英幸	大阪歯科大学 生物学教室 講師	自然環境 (生物学)
片瀬 雅子	市民公募	市民委員
姜 成志	一般社団法人枚方青年会議所 専務理事	市民団体
小坂 達彦	市民公募	市民委員
小杉 緑子	京都大学 教授	自然環境 (森林環境)
白井 千香	枚方市保健所 所長	保健
高瀬 久美子	コスモ法律事務所 弁護士	法律
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 生活環境学科 准教授	生活環境 (都市環境)
花田 真理子	大阪産業大学大学院 人間環境学専攻 教授	地球環境 (環境経済)
廣寄 由利恵	日本自然保護協会	自然環境 (動植物)
福岡 雅子	大阪工業大学 工学部 環境工学科 准教授	環境保全 (環境科学)
益田 晴恵	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	地球化学
丸井 晶子	特定非営利活動法人 ひらかた環境ネットワーク会議 理事	市民団体
溝口 一男	北河内農業協同組合 理事	農業
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授	公害防止 (地質学)
(会長) 三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部教授	環境保全 (地域環境計画・政策)
安田 浩治	枚方市工業会 副代表幹事	商工業

枚方市環境審議会審議過程

平成 29 年度	開催日	案件
第 2 回審議会	平成 29 年 9 月 7 日	1. 土砂埋立て等の規制について（諮問） 2. 土砂埋立て等の規制について 3. 今後のスケジュールについて
第 3 回審議会	平成 29 年 10 月 25 日	「土砂埋立て等の規制について（答申）」（案） について
答申	平成 29 年 10 月 25 日	土砂埋立て等の規制について（答申）

枚方市土砂埋立て等の規制（案）

1. 目的

土砂埋立て等について必要な規制を定めることにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

2. 定義

(1) 土砂

建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったものをいう。

(2) 土砂埋立て等

土砂による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積を行う行為をいう。

(3) 埋立て等区域

土砂埋立て等を行う土地の区域をいう。

(4) 土砂を発生させる者

建設工事の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。

3. 責務

(1) 市の責務

市は、不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう必要な施策を推進するものとする。

(2) 土砂埋立て等を行う者の責務

土砂埋立て等を行う者は、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。

また、当該埋立て等に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(3) 土砂を発生させる者の責務

土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう適正な土砂の処理に努めなければならない。

(4) 土地所有者の責務

土地所有者は、その所有する土地において不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

4. 土砂埋立て等の許可

(1) 土砂埋立て等区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であり、かつ、高さ 1メートル以上の埋立て等の場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

なお、当該区域で採取された土砂のみを用いる行為、国や地方公共団体が実施する行為、規則で定める他法令の許可等を受けた行為は適用除外とする規定を設ける。

(2) 許可を受けて、土砂埋立て等を行うことができる期間は 3年間とする。(他の場所への搬出を目的として行う一時たい積の場合を除く。)

5. 事前協議

許可申請をしようとする者は、あらかじめ、土砂埋立て等について市長と協議しなければならない。

6. 土地所有者の同意

許可申請をしようとする者は、あらかじめ、土砂埋立て等を行う土地の所有者に同意を得なければならない。(変更の許可を含む。)

7. 周辺住民への周知

許可申請をしようとする者は、申請前に、周辺住民に対し、土砂埋立て等の概要について、説明会の開催等により必要な周知を行うものとする。周知した内容及び結果については、許可申請書に添付することとする。

8. 許可の申請の手続

許可申請をしようとする者は、以下の書面や図面などを提出するものとする。

- (1) 土砂埋立て等の目的、期間
- (2) 埋立て等の区域の位置、面積及びたい積の構造
- (3) 土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- (4) 搬入する土砂の量
- (5) 土砂の搬入に関する計画

(6) 災害の防止及び生活環境を保全するための措置内容 など

9. 許可の基準

(1) 許可申請をしようとするもの（役員や使用人を含む）が、以下のいずれかに該当する場合、許可しないものとする。

- ① 本条例に違反して命令を受けた日から3年を経過していない場合
- ② 本条例の許可の取消し処分を受けた日から3年を経過していない場合
- ③ 10年間に2回以上、本条例、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例、森林法等に違反して罰金刑以上の刑に処せられた場合
- ④ 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合
- ⑤ 土砂埋立て等を適正に行う資力を有していないことが明らかである場合 など

(2) 土砂の崩落等の災害を防止するため、土砂埋立て等の申請内容が規則で定める構造上の基準等（地盤調査、法面勾配、擁壁、排水施設、沈砂池 他）に適合していること。

なお、他の法令等により災害を防止するために必要な措置が講じられる場合は、条例による規制との重複を避けるため、構造上の基準等は適用除外するものとする。

(3) 許可には、災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

10. 許可の内容の変更

土砂埋立て等に係る許可の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事前に変更の許可を受けなければならない。

11. 土地所有者への通知

許可を受けた者は、許可の内容や条件を土地所有者に通知しなければならない。（変更の許可を含む。）

12. 許可を受けた者の義務

許可を受けた者に対して、以下の義務を規定する。

- (1) 土砂埋立て等に着手したときは、10日以内にその旨を届出
- (2) 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認並びにその報告
- (3) 排水の水質基準の遵守
- (4) 水質基準に適合していないことを確認した場合の市長への報告
- (5) 土砂の量などを記載した土砂管理台帳の作成

- (6) 搬入した土砂の量の報告
- (7) 氏名又は名称その他を記載した標識の掲示及び埋立て等区域の境界を明示するための境界標の設置
- (8) 関係書類及び土砂管理台帳の閲覧、保存

13. 完了、廃止、休止時の届出等

- (1) 土砂埋立て等を完了、廃止、休止又は再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届出なければならない。
- (2) 市長は、完了、廃止及び休止の届出があったときは、許可の内容や条件に適合しているかの確認を行い、その結果を許可を受けた者に通知するものとする。
確認の結果、災害を防止するための必要な措置が講じられていない場合は、必要な措置を講じなければならない。

14. 譲受け（地位承継）

- (1) 許可を受けた者の相続人その他の一般承継人及び許可を受けた者から土砂埋立て等区域の土地の所有権その他の土砂埋立て等を行う権原を取得する者は、市長の承認を受けて、許可に基づく地位を承継することができる。
- (2) 譲受けの承認を受けようとする者は、土砂埋立て等を行う土地所有者の同意を得なければならない。
- (3) 承認の基準については、許可の基準の一部を準用する。
- (4) 相続人が被相続人の死亡後 90 日以内に 1 項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までには、被相続人に対してした埋立て等許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

15. 土砂埋立て等を行う者に対する命令

- (1) 市長は、土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、期限を定めて、災害を防止するために必要な措置又は土砂埋立て等の停止を命ずることができる。
- (2) 市長は、必要な許可を受けずに埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、土砂の撤去及び災害を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
- (3) 市長は、許可を受けた者が、完了、廃止、休止又は許可の取消し時に必要な措置を講じない場合は、期限を定めて、災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- (4) 市長は、許可を受けた者に係る土砂埋立て等が、構造上の基準等に適合しない場合は、期限を定めて、災害を防止するために必要な措置又は土砂埋立て等の停止を命ずることができる。
- (5) 市長は、許可を受けた者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、期限を定めて、必要な措置を構すべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。

16. 許可の取消し等

市長は、許可を受けた者が以下に該当するときは、許可の取消し又は土砂埋立て等の停止を命ずることができる。(5)は停止命令のみ)

また、許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可(変更の許可及び譲受けの承認を含む)を受けたとき
- (2) 許可を受けた日から正当な理由なく、1年を経過した日までに着手しない、又は着手した後1年以上引き続き土砂埋立て等を行わないとき
- (3) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するに至ったとき(役員又は法定代理人、使用人を含む)
- (4) 変更許可を受けずに変更したときや許可条件に違反したとき
- (5) 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの報告、土砂管理台帳の作成、搬入した土砂の量の報告、標識の掲示等をしないとき
- (6) 15、16の命令に違反したとき

17. 土砂埋立て等に同意した土地所有者の義務、勧告及び命令

- (1) 土砂埋立て等に同意をした土地所有者は、土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、施工状況を確認しなければならない。
- (2) 土砂埋立て等に同意した土地所有者は、不適正な土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、許可を受けた者に中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに、その旨を市長に報告しなければならない。

- (3) 土砂埋立て等に同意した土地所有者は、同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。
- (4) 市長は、許可を受けた者が市長からの命令に従わず、土地所有者が上記の義務を怠った場合は、土地所有者に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (5) 市長は、土地所有者が勧告に従わないときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

18. 報告徴収

市長は、土砂埋立て等を行う者及び土地所有者に対して、施工の状況、埋立て等区域からの排水の水質測定結果及び土砂の土質分析結果その他必要な事項の報告を求めることができる。

19. 立入検査

市長は、特定した職員に事務所、事業場などその業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

20. 公表

市長は、命令をした場合、氏名又は名称、命令の内容等を公表できる。

21. 罰則

以下に該当する者には罰則を科する。

なお、該当する者のほかその法人にも罰金刑を科する。

(1) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ① 必要な許可（又は承認）を受けずに土砂埋立て等を行った者
- ② 偽りその他不正の手段により許可を受けた者
- ③ 災害を防止のために必要な措置命令に違反した土砂埋立て等を行う者

(2) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置命令に違反した土砂埋立て等を行う者

(3) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

命令に違反した土地所有者

(4) 50万円以下の罰金

- ① 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ② 排水の水質基準に適合していないことを確認した場合の報告をしなかった者
- ③ 土砂管理台帳を作成せず、又は虚偽の記載をした者
- ④ 搬入した土砂の量の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ⑤ 標識、境界標を設置しなかった者
- ⑥ 報告徴収に応じず（土地所有者を除く）、又は虚偽の報告をした者
- ⑦ 立入検査を拒み、妨げ又は忌避するなどをした者

(5) 30万円以下の罰金

- ① 着手の届出、完了・廃止・休止時の届出等必要な届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 図書の写し及び土砂管理台帳を保存しなかった者

22. 経過措置

条例の施行日に、現に許可が必要となる行為が行われている場合は、条例の施行後に許可申請をしてもらうため、6ヶ月の経過措置期間を設ける。

なお、特定の法令又は条例の規定による許認可等を受けている場合には、当該許認可期間が満了する日までを経過措置期間とする。（最大3年）



環指第 668 号
平成 29 年 9 月 7 日

枚方市環境審議会

会長 三輪 信哉 様

枚方市長 伏見



土砂埋立て等の規制について（諮問）

標記の件について、枚方市環境基本条例（平成 10 年枚方市条例第 1 号）第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、諮問します。

諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

大阪府は災害の防止、生活環境の保全を目的とした、3,000m²以上の土砂埋立て等を規制する「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」を制定しています。

本市においては、東部地域の山間部を中心に、小規模な埋立て等による残土処分も想定されることから、大阪府条例の規制対象外となる3,000m²未満の土砂埋立て等の規制について検討しています。

つきましては、「枚方市土砂埋立て等の規制の概要（案）」の下記内容について、貴審議会の意見を求めるものです。

審議を求める事項

1. 目的、責務等
2. 土砂埋立て等の許可等
3. 土地の所有者の義務等
4. 報告徴収、立入検査、公表等
5. 罰則

答申を求める時期

平成29年10月